

例 言

1 この調査は、各都道府県農業協同組合主管課を通じて、調査票を配布、回収し、農林水産省において集計・取りまとめを行ったものである。なお、平成20年3月31日現在の専門農協は2,298組合であるが、事業停止等の組合があるため調査対象組合は796組合となり、調査票を集計できた農協は768組合となった。

2 この調査の対象となった事業年度は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に終了した事業年度（12か月）であり、時点に関するものは、事業年度末現在である。

3 組合の業種区分は、次の基準によった。

一般農協・・・信用事業を行わない一般農協（以下「一般農協」という。）

組合の行う事業が特定の農業部門を対象としておらず、また、1事業に限定されていない組合

畜産・・・養豚、養兔、牛馬、緬羊、養蜂等の畜産に関する指導、販売、購買、加工、施設の共同利用等の事業の一部又

は全部を主たる業務とする組合

酪農・・・乳牛に関する飼育指導、原乳の集乳、処理、加工及び
販売、酪農に関する購買等の事業の一部又は全部を主
たる業務とする組合

養鶏・・・鶏に関する飼育指導、鶏卵の販売、ふ卵育すう、養鶏
に関する購買等の事業の一部又は全部を主たる業務と
する組合

牧野管理・・・牧野の管理を主たる事業とする組合

園芸特産・・・野菜、果樹、花き等の園芸作物及びその種苗並びにい
草、麻、茶等一般に工芸作物といわれる作物を対象と
し、これに関する事業の一部又は全部を主たる業務と
する組合

農村工業・・・主として組合員の労働力を使用し、農産物若しくは農
村必需物資の加工場又は農村資源を活用する工場の経
営を主たる業務とする組合

農事放送・・・農事放送を主たる業務とする組合

その他・・・前記各区分に属さない組合

なお、畜産、酪農、養鶏、牧野管理の組合については、組合の行う
事業の実態に応じて分類することを原則とするが、これが不可能の場
合は、組合の名称によって分類した。

4 本事業年度の集計組合は、前回（18事業年度）の集計組合と必ずしも同一ではない。

5 この統計表に用いた略号は次のとおりである。

「－」 事実不詳又は該当がないもの